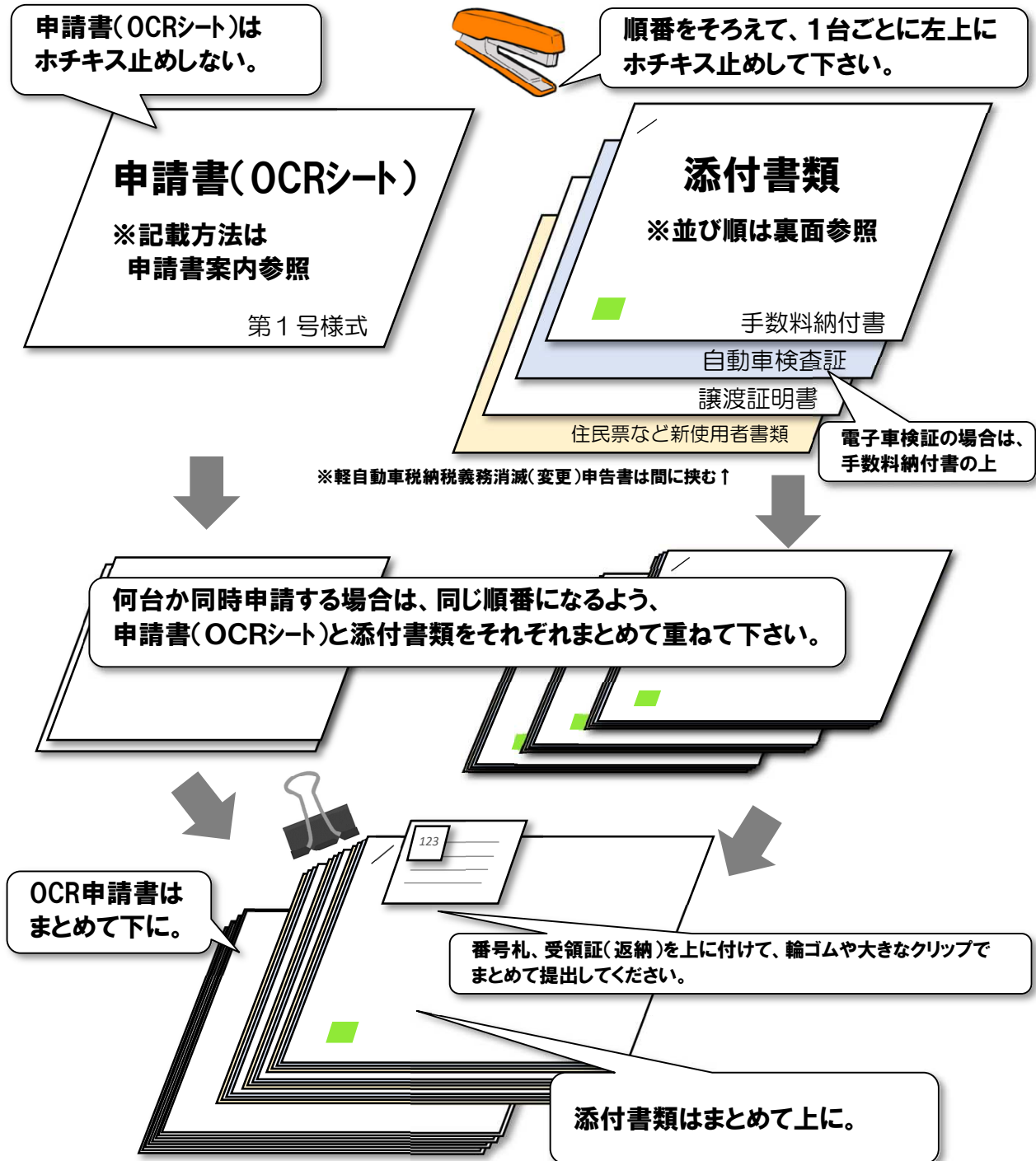


処理時間短縮にご協力をお願いします。 OCRシートと添付書類を分けて提出。



申請書の記入は丁寧に！ 処理時間の短縮にご協力をお願いします。

裏面に続く

愛知運輸支局登録担当

添付書類の並び順（小型二輪一名義変更・返納）

名義変更⑥or⑦番提出→③番受取／返納④番提出→②番受取

- ・添付書類は以下の順番で並べて下さい。
 - ・1台ごとの添付書類をホチキスで止めて下さい。ホチキスをする箇所は左上になります。
 - ・自動車検査証が電子車検証の場合は、順番が手数料納付書の前になります。
- ※申請書（OCRシート）はホチキス止めしないで下さい。
- ※軽自動車税納税義務消滅（変更）申告書は添付書類の間に挟んで下さい。（1台ごとに）
- ※関係のない書類は、事前に外して下さい。

	名義変更 ※申請案内は小型二輪6-1／7-1
1	手数料納付書
2	自動車検査証
3	譲渡証明書
4	新所有者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
5	新使用者住民票等
6	新使用者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
	新使用者の使用の本拠を証明する書類 （使用者住民票等と使用の本拠が異なる場合）

	名義変更と検査証返納同時に行う場合 ※申請案内は小型二輪6-1+4-1
1	手数料納付書
2	自動車検査証
3	譲渡証明書
4	新所有者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
5	新使用者住民票等
6	新使用者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
	新使用者の使用の本拠を証明する書類 （使用者住民票等と使用の本拠が異なる場合）

	検査証返納 ※申請案内は小型二輪4-1
1	手数料納付書
2	自動車検査証
3	使用者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）

番号が変わる名義変更
→⑦番窓口へ提出

番号が変わらない名義変更
→⑥番窓口へ提出

検査証返納(一時抹消)
→④番窓口へ提出